

# 計量器の定期検査について

## ① 検査対象の計量器










取引又は証明に使用する「はかり」、「分銅・おもり」、「皮革面積計」

## ② 持ってきていただくもの

①の他に、「検査手数料」をご持参ください。

## ③ 検査当日に受検できなかったとき

やむを得ない理由により受検できないときは、お住まいの市町村役場を通じてお知らせください。後日、お近くの検査会場又は計量検査所(松江・浜田)で受検していただくことになります。

種 類	能 力	1個あたりの 手数料	種 類	能 力	1個あたりの 手数料
1. 手動はかり (1) 手動天びん  分 銅	ひょう量が 100 kg以下のもの 目量がひょう量の 1/10,000 未満のもの	500	2. 指示はかり (1) 直線目盛りのみある もの(指示手はかり) 		250
		1,000			
(2) 棒はかり  おもり		10	(2) ばね式指示はかり 	ひょう量が 100 kg以下のもの	500
		250			250 kg "
(3) 等比皿手動はかり (上皿天びん)  分 銅		500	(3) 手動指示併用はかり  分 銅	ひょう量が 100 kg以下のもの	500
		10			10
(3) 皿手動はかり (上皿さおはかり)  増おもり		500	(4) 電気式のもの 	ひょう量が 100 kg以下のもの	1,400
		10			250 kg "
(3) 台手動はかり  増おもり	ひょう量が 100 kg以下のもの	500		目量がひょう量の 1/10,000 未満のもの	上記手数料 の2倍
		900			250 kg "
		1,500			500 kg "
		2,100			1,000 kg "
		10			

注

この表は一般的なもののみです。最小の目盛又は感量がひょう量の1万分の1未満のはかりは表の金額の2倍の額となります。この検査を受けなかったときは、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

計量に関するご相談は

● 市町村商工担当課 係  
● 島根県商工労働部 商工政策課計量グループ

松江市殿町1番地 TEL 0852-22-6627・6628

※裏面もご覧ください。

# 「取引又は証明に使うはかり」について

- ① 取引又は証明には、必ず「検定証印」又は「基準適合証印」が附されたはかりを使用しなければなりません。(計量法第16条)



検定証印



基準適合証印

- ② 取引又は証明に使うはかりは、2年に一度定期検査を受けなければなりません。(計量法第19条)



←定期検査に合格したはかりにはこのようなシールが貼られています。

※はかりは使用年数、使用頻度、設置環境など様々な要因によって、本来の性能がだんだん失われていきます。定期検査では、ご使用中のはかりが正確な値を示しているかどうかを検査します。

- ③ 「家庭用はかり」は取引又は証明に使用できませんのでご注意ください。(計量法第16条)



←このマークがついたはかりは一般家庭で目安として使用する目的で製造されたものです。  
(例)ヘルスマーター、キッチンスケールなど

※はかりを新たに購入される場合は、上記①の証印付きのものをお求めください。